

令和4年度 第6回定例庁議 次第

日時：令和4年9月8日（木）午後1時15分～

場所：本館3階302会議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 協議・報告事項

(1) 消防団員の処遇改善について（総務部）

4 その他

(1) 臨時庁議予定日 9月27日（火） 午後1時15分～ 本館3階302会議室

(2) 定例庁議予定日 10月6日（木） 同上

5 閉会

別記様式(第5条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項・ <u>報告事項</u>		令和4年9月8日提出	
件名	消防団員の処遇改善について	部局名	総務部
概要	全国的に消防団員数が減少傾向にある中、その確保を図るため、消防庁から「消防団員の報酬等の基準の策定等について」により、消防団員の処遇改善等の取組を積極的に行うよう令和3年4月に通知された。これを受け、本市においても団員の処遇改善に向けて、消防団と協議を行っており、令和4年4月の課題協議及び令和4年7月の懸案協議で処遇改善内容について協議し、方針が決定した。		
経過	令和4年4月の課題協議では、消防団と市が相互に納得できる内容となるように協議を続け、県内他市の状況についても調査するよう指示を受けた。その後、団長及び副団長に説明を行い、消防団運営交付金(以下「交付金」という)の廃止及び出動報酬の支給について概ね了承を得たため、調査した他市の状況も踏まえ、7月に懸案協議に諮った。		
問題・課題	<ol style="list-style-type: none"> 1 団員階級の年額報酬は20,000円を支給しているが、国の処遇改善案(年額36,500円)のとおりとした場合、年額報酬の支出額だけでも約2倍となる。 2 出動報酬を支給することとした場合、1回当たりの出動時間は発災状況により異なること等を踏まえ、金額の設定について検討する必要がある。 3 年額報酬は、所属団員分を合わせて各部の口座に、交付金は各分団の口座に振込払いをしており、団員個人の口座への振込は行っていない。 4 交付金は、消防団の活動が本団及び分団の裁量により円滑に実施できるよう、物品の購入や懇親のための費用に充てられている。市が消防団の運営経費を予算措置することとした場合、交付金は廃止する必要がある。 5 団員数は、合併後、主たる団員の年齢層である20代から30代までの人口が約3割減少していることを踏まえ、定数の減少を図る必要がある。 6 団員へのアンケート調査では、消防団の活動の中で負担に感じていることとして、団員をいつ辞められるかわからないことや操法大会、出初式、入退団式、親睦事業等への参加などが挙げられている。 		
対応策	<ol style="list-style-type: none"> 1 団員階級の年額報酬は、現行のとおり20,000円とする。 2 出動報酬を支給することとし、金額は国が示した標準額を基に、1時間当たり団員500円、部長・副部長1,000円、副分団長以上1,500円とする。 3 年額報酬及び出動報酬は、団員個人の口座に直接支給する。 4 交付金は廃止し、消防団の運営に必要な経費を精査した上で予算措置する。 5 団員定数を3割削減する。削減分は機能別団員で補う。 6 市が主催するイベントへの特定の分団の出労について見直しを行う。 		
結果			

条例定数から3割減少した基本消防団員数

	①	②	①-②	
	現在の条例定数	減少数	基本消防団員数	機能別団員数
本団	3	0	3	0
石和分団	313	△ 94	219	94
御坂分団	325	△ 53	272	53
一宮分団	397	△ 106	291	106
八代分団	208	△ 62	146	62
境川分団	213	△ 57	156	57
春日居分団	188	△ 56	132	56
芦川分団	50	△ 4	46	4
ラッパ隊	20	0	20	0
女性消防隊	15	0	15	0
学生防災サポーター	15	0	15	0
合 計	1,747	△ 432	1,315	432

※これまで部の統合により、条例定数の削減を図り、現在の条例定数は1,747人である。
この定数から3割削減すると、部の統合を進めてきた分団と統合を進めていない分団との整合性が図れないため、統合前の条例定数1,824人の3割で算出した。

消防団員数	
現在	1,747人
令和5年度	7割 1,315人
	3割 432人
	基本消防団員 機能別団員

※機能別団員は、多種多様化する消防団活動において特定の業務にのみ従事し、消防・防災力の向上及び基本消防団員の活動を補完する。（消火活動、災害対応）
（笛吹市消防団機能別消防団員の特定の消防事務に関する要綱第2条）